

【 子ども・子育て支援新制度に基づく各主体の役割について 】

子ども・子育て支援新制度が施行されてから、約5か月が経過しました。

この間、利用者側にとっては、支給認定申請や保育時間の区分設定などによる戸惑いがあったものと思われませんが、大きな混乱もなく推移しているものと認識しています。

一方、施設者側においては、煩雑な事務の増加に加え、施設型給付費における加算認定など制度の詳細で未だに不確定な部分が残っていることによる不安や負担を抱えていることと思われま

す。このことについては、今後国の動向や県内各市の状況に留意しながら、市としての対応方針を固めていきたいと考えています。

つきましては、これまで新制度への円滑な移行に向けた事務対応に追われてきましたが、今後は新制度の基本理念に立ち返り、本市の子ども・子育て支援の推進に取り組むため、子ども・子育て支援法に定める基本理念に基づく各主体の役割の在り方について、次のとおり調査させていただきますので、お忙しいところ恐れ入りますが、8月27日(木)の会議までに(当日でも可)ご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

《参考》子ども・子育て支援法

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

.....

委員氏名 ()

法の基本理念で定められている各主体に求められる役割について、それぞれのパーセンテージを示すとともに、果たすべき役割として考えられる具体的な内容をご記入ください。

各主体	役割の比率	果たすべき役割の具体的な内容
保護者 [家庭]	%	
行政 [自治体]	%	
施設 [保育所等]	%	
事業者 [企業等]	%	
住民 [地域]	%	
計	100%	

※上記役割の比率については、各主体に付随する個別の要素を除く一般論とします。